

3. 査証申請提出書類一覧（数次査証）

書類一覧		商用数次（下記該当者）		文化人数次（アマチュアスポーツ選手や芸術家など下記該当者）	
		アジア太平洋諸国出身者（注1）で以下に該当する方、および同行する配偶者・子			
(注1)提出書類は、◎及び○の書類を準備してください。 (注2)○の書類は申請人の状況により異なる書類です。 (注3)△の書類は任意の書類です。		④		⑤	
		次のいずれかの条件を満たす企業の管理職（課長相当以上）にある方、又は1年以上勤務されている方、及び同行する配偶者・子 (a) 株式上場企業 (b) 国営企業 (c) 日本の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等 (d) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績のある企業 (e) 日系企業商工会会員企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業		以下に該当する方、及び同行する配偶者・子 (a) 国際的に著名な芸術家 (b) 国際的に著名な学者 (c) 著名なアマチュア・スポーツ選手 (d) 大学職員（常勤講師以上） (e) 国公立研究所、美術館、博物館の職員（課長職以上）	
I 受付時間		午前8:30～11:15、午後1:30～4:00		午前	
整理券番号				A	
II 書類一覧					
1	●旅券 (旧旅券含む)	・査証欄余白頁が2頁以上ある旅券。残存していれば全ての旧旅券	原本	◎	◎
2	●申請書	・各欄は、正確に日本語又は英語で記入する。		◎	◎
3	●写真	・4.5cm×4.5cm	1枚	◎	◎
4	●質問票			◎	◎
5	●所属を示す書類	●在職証明書	原本1部	◎	◎又は経歴書、学術書、雑誌等
6	商用数次の対象者の要件を満たしていることを証明する書類	(a) 株式上場企業社員 ●所属する企業が株式上場企業であることを証明する資料	いずれか1部	○	
		(b) 国営企業 ●特段の書類は必要なし			
		(c) 日本の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等 ●出資している日本企業の名称、出資額、及び同日本企業が株式上場していることがわかる資料。	いずれか1部	○	
		(d) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績のある企業 ●日本側取引先からの招聘理由書（申請者を数次に亘って招聘することが必要である旨明記願います）および同取引先が株式上場企業であることが判る資料。	いずれか1部	○	
		(e) 日系企業商工会の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業 ●磐谷日本人商工会議所の会員企業であること、および本社（日本国内）の連絡先がわかる資料。	いずれか1部	○	
※配偶者および子の申請には上記1.～3.に加えて以下の書類をご提出下さい。	①住居登録証（タビアン・バーン）		原本・写し各1部	○	○
	②婚姻証明書（配偶者）または出生証明書（子）		原本・写し各1部	○	○
	③数次査証を必要とする理由書		1部	○	
	④商用で渡航する本人とは別に申請する場合は、既に数次査証の発給を受けた本人の旅券写し（氏名、写真及び数次査証貼付の頁）		写し1部	○	
	⑤文化人等に該当する本人とは別に申請する場合は、既に数次査証の発給を受けた本人の旅券写し（氏名、写真及び数次査証貼付の頁）		写し1部		○
7	理由書（数次査証）	数次査証を必要とする理由書または招聘理由書（数次査証を必要とする理由を明記したもの）	1部		◎
				(注1) 申請者出身国がここに述べるアジア太平洋諸国に該当するかどうか疑問のある場合はお電話でお問い合わせ下さい。既に短期滞在査証免除取極のある国等、条件の異なる場合もあります。 (注2) 上記企業の条件に該当しない場合で、商用目的の数次査証をご希望される方は申請前にお電話でご相談下さい。	
				(注1) 申請者出身国がここに述べるアジア太平洋諸国に該当するかどうか疑問のある場合はお電話でお問い合わせ下さい。既に短期滞在査証免除取極のある国等、条件の異なる場合もあります。 (注2) 上記対象者に該当しない場合でも数次有効の短期滞在査証を希望される方は申請前にお電話でご相談下さい。	